

2008 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 イ オ ン 株 式 会 社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 岡田元也
(コード番号 8267)
問合せ先 執行役グループ財務責任者兼IR部長 若林秀樹
電話番号 (043) 212-6042

株式会社ツルヤ靴店株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、2008 年 9 月 26 日に、株式会社ツルヤ靴店（コード番号：2686 名証第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決定し、2008 年 9 月 29 日から実施してまいりましたが、本公開買付けが 2008 年 10 月 27 日をもって終了いたしましたので、その結果につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 対象者の名称 株式会社ツルヤ靴店

(2) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した買付 予定数	②株式に換算した買 付予定数の下限	③株式に換算した買付 予定数の上限
株 券	600,000 株	—	600,000 株
新 株 予 約 権 証 券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	600,000 株	—	600,000 株

(注1) 応募株券等の数の合計が「株式に換算した買付予定数の上限」(600,000 株。以下「買付予定数の上限」といいます。)以下のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13

第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注2） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注3） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

- （3）買付け等の期間（公開買付期間） 2008年9月29日（月曜日）から
2008年10月27日（月曜日）まで（20営業日）
- （4）買付け等の価格 1株につき、861円

2. 買付け等の結果

（1） 応募の状況

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	600,000株	—	600,000株	720,000株	600,000株
新株予約権証券	—	—	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—	—	—
株券等信託受益証券 （ ）	—	—	—	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—	—	—	—
合 計	600,000株	—	600,000株	720,000株	600,000株

（2） 公開買付の成否

応募株券等の数の合計（720,000株）が株式に換算した買付予定数の上限（600,000株）を超えたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（3） 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	2,440 個	（買付け等前における株券等所有 割合 18.03%）
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	3,559 個	（買付け等前における株券等所有 割合 26.30%）

買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	3,640 個	(買付け等後における株券等所有 割合 26.90%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	3,442 個	(買付け等後における株券等所有 割合 25.43%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,527 個	

(注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、法第27条の23第3項第1号、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第7条第1項第2号により日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)所有の株式(120,000株)に係る議決権240個が含まれています。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が保有する自己株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成20年10月9日提出の第38期中半期報告書に記載された総株主等の議決権の個数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記半期報告書に記載された総株主の議決権の数13,527個に単元未満株式(ただし、対象者が自己で保有する390株を除きます。)3,460株に係る議決権の数6個を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を13,533個として計算しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計(720,000株)が買付予定数の上限(600,000株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(500株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方法により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとししました。

ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定しました。

(5) 買付け等に要する資金 516,600 千円

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

②決済の開始日 2008年10月31日(金曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 本公開買付け後の方針等

2008年9月26日付「株式会社ツルヤ靴店株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表しております内容から変更はありません。

対象者は、当社の子会社である株式会社ニューステップとの合併（以下「本合併」といいます。）について、2008年8月28日の取締役会において決議のうえ、2009年2月21日を合併期日とする合併契約書を締結しております。当社と対象者は、本合併に際して①2008年11月28日に対象者が開催する本合併に係る合併契約承認株主総会において、当社に対する新株予約権の付与決議を行うこと、及び②新株予約権の目的たる株式の数は、本合併後、2010年1月20日までの新株予約権行使後において、当社が所有する対象者普通株式が発行済株式総数の50%超となるために必要な株数とすること、等について合意しております。

なお、当社は、本公開買付け後において対象者の既存株主から対象者株式を追加取得する予定はありません。また、本公開買付け後も、対象者の株式は引き続き名古屋証券取引所市場第二部への上場を維持する方針であります。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

イオン株式会社 東京事務所 東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号

以 上